

2024年度版AFPテキスト 2024年10月改正資料

2024年10月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
FP試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、該当ページには、2024年度版AFPテキストの該当ページを記載しています。

<ライフプランニング・リタイアメントプランニング>

1. 特定一般教育訓練給付金および専門実践教育訓練給付金の給付率・給付額の上限が引き上げられました。

個人の主体的なリ・スキリング等への直接支援をより一層強化、推進し、教育訓練の効果（賃金上昇や再就職等）を高めていくことを目的として、教育訓練給付金の給付率・給付額の上限が引き上げられました。

(1) 特定一般教育訓練給付金

資格を取得し、就職等した場合、従来の給付率（受講費用の40%）に加えて、受講費用の10%が支給されることとなりました。これにより、給付率の上限が合計で50%となり、給付額の上限が合計で25万円となりました。

(2) 専門実践教育訓練給付金

教育訓練の受講後に賃金が増加した場合、従来の給付率（受講費用の50%+追加支給分20%）に加えて、受講費用の10%が支給されることとなりました。これにより、給付率の上限が合計で80%となり、給付額の上限が合計で年間64万円となりました。

該当ページ P112

以上